

第4章 介護保険事業の推進（第9期介護保険事業計画）

第1節 第9期介護保険事業計画の推進に向けて

1. 第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の位置付け

新宿区の介護保険は、新宿区が保険者となって制度の運営を行っています。介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、その財源は、国・都・区の公費で50%、65歳以上の方(第1号被保険者)と医療保険に加入している40歳から64歳の方(第2号被保険者)の保険料の50%でまかなわれています。区は、介護保険法第117条第1項に基づき、国の基本指針に即して3年を1期とする介護保険事業計画を定めます。この介護保険事業計画は介護サービスの整備計画であるとともに、区の第1号被保険者の保険料の算定基礎となる計画です。

第9期介護保険事業計画は、高齢者人口がピークを迎える2040年を見据え、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上に向け取り組んでいくものです。

区では、高齢者人口や、民生委員・児童委員、町会・自治会、地区協議会などの地域における活動の単位を考慮して、特別出張所所管10区域を「日常生活圏域」（四谷、箆笥町、榎町、若松町、大久保、戸塚、落合第一、落合第二、柏木、角筈）と位置付けています。

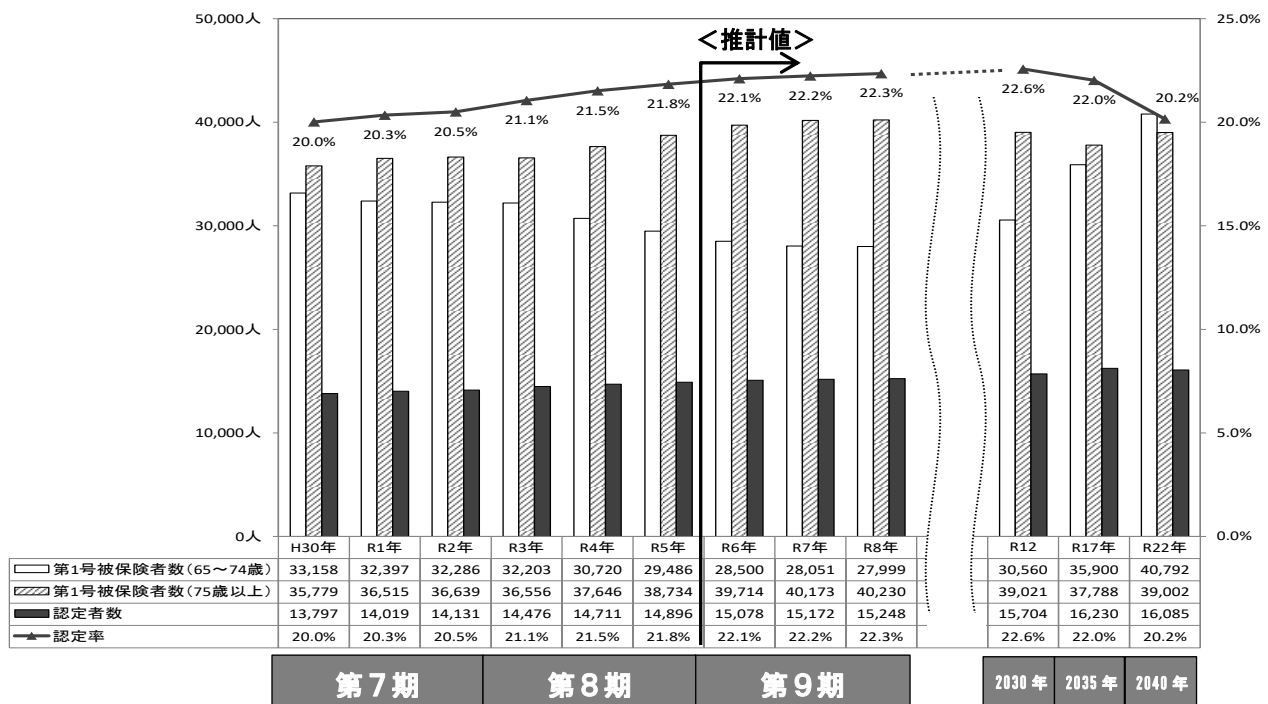
（P14「第2章第2節1. 日常生活圏域の設定」参照）

第2節 要介護認定者等の現状

1. 第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推移と将来推計

第1号被保険者¹数は、第7期1年目の平成30(2018)年から令和7(2025)年までは微減から横ばいへ推移すると見込まれます。一方、要支援・要介護認定者²数は、平成30(2018)年以降75歳以上の後期高齢者数が増加することに伴い増加し、要支援・要介護認定率³（以下、「認定率」という。）は令和12(2030)年には、22.6%になると見込まれます。その後、令和22(2040)年には高齢者数が増加する中で、65～74歳の前期高齢者割合が高くなることに伴い、認定率は20.2%に減少すると見込まれます。

▼ 第1号被保険者数及び認定者数の推移と将来推計



注)各年10月1日現在

平成30年～令和5年は実績値、令和6～12年は令和5年までの実績を基に推計した値

令和17年、令和22年は2015年国勢調査に基づく新宿区将来人口推計を基に推計した値

(参考) 前期・後期別第1号被保険者数の推移

	第7期			第8期			第9期		
	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
65～74歳	33,158人	32,397人	32,286人	32,203人	30,720人	29,486人	28,500人	28,051人	27,999人
75歳以上	35,779人	36,515人	36,639人	36,556人	37,646人	38,734人	39,714人	40,173人	40,230人
合計	68,937人	68,912人	68,925人	68,759人	68,366人	68,220人	68,214人	68,224人	68,229人

2030年	2035年	2040年
R12年	R17年	R22年
30,560人	35,900人	40,792人
39,021人	37,788人	39,002人
69,581人	73,688人	79,794人

1 第1号被保険者とは、区内に住所を持つ65歳以上の高齢者で、外国籍の方や住所地特例(介護保険施設等への入所で施設の所在地に住所を変更した被保険者は、変更前の住所地を保険者とする特例措置)を含みます。このため、住民基本台帳人口とは必ずしも一致しません。なお、第2号被保険者は、40～64歳の区民の方で、加齢に伴って生じる特定疾病により介護が必要になった場合、介護保険サービスを受けることができます。

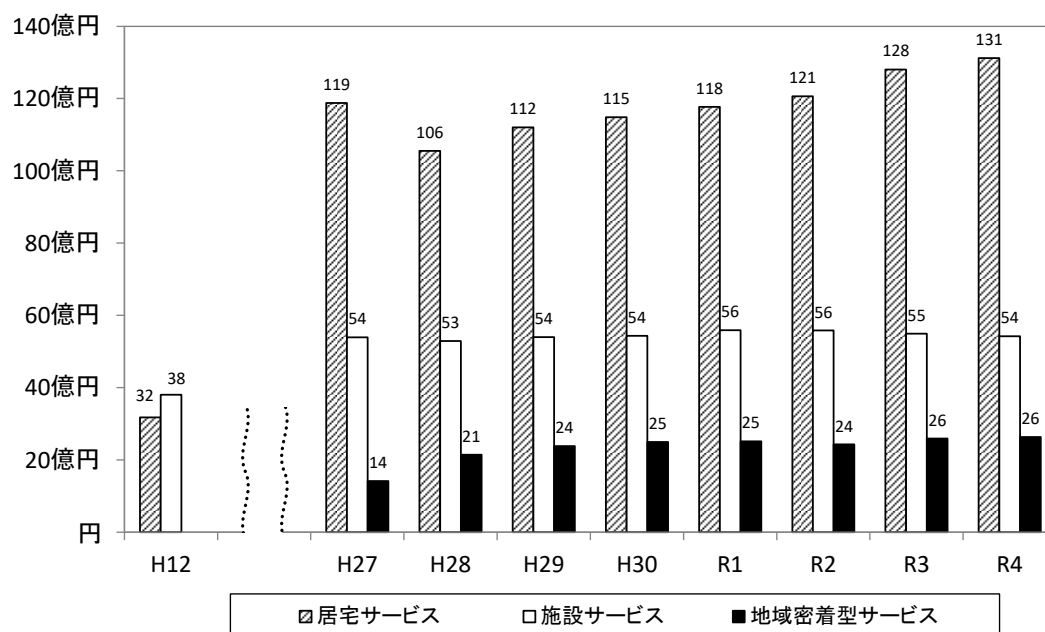
2 第1号被保険者の認定者と第2号被保険者の認定者の合計

3 第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合

2. サービス別給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業の実績

居宅サービス費は、利用者数の推移と同様に、平成29(2017)年度以降増加傾向を続けており、平成12(2000)年度から令和4(2022)年度までに約4.1倍に増加しています。地域密着型サービス費も利用者数の推移と同様に増加傾向を続けています。一方、施設サービス費は、令和2(2020)年度以降、利用者数の推移と同様に減少傾向が続いています。なお、施設サービス費は、一人当たりの利用額が高いため、全体に占める割合は利用者数に比べて高くなっています。

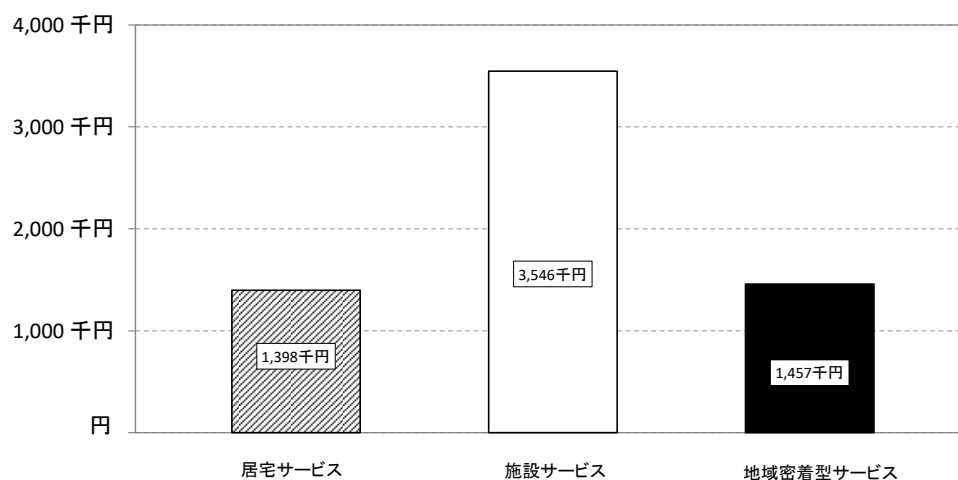
▼ 居宅・施設・地域密着型サービス別給付費の推移



注)地域密着型サービスは平成18年度より創設

(介護保険事業状況報告 各年報実績、1億円未満四捨五入)

▼ サービス別利用者一人当たりの年間給付費

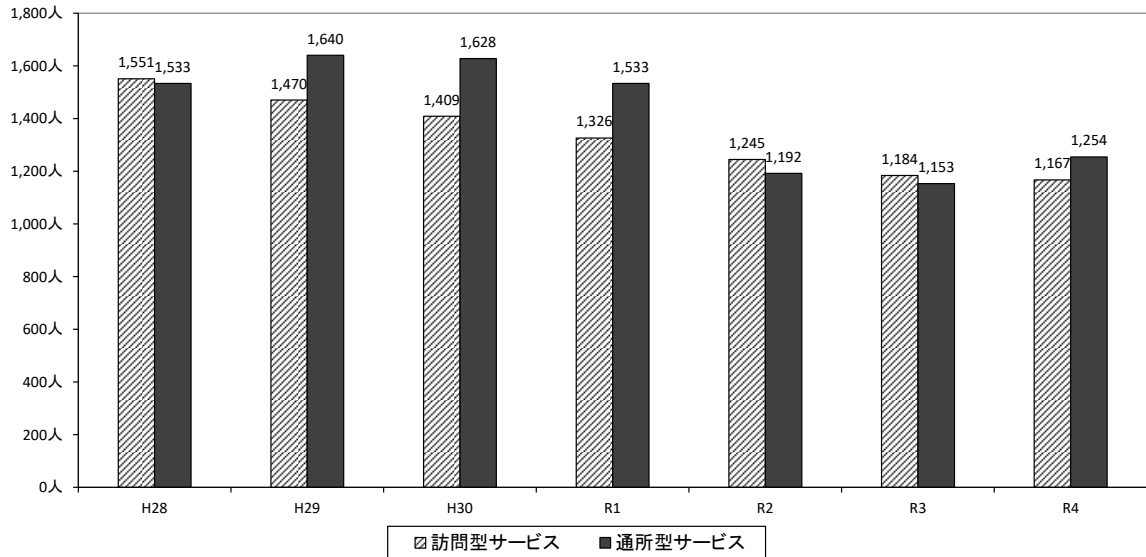


(令和4年度実績、千円未満四捨五入)

介護予防・日常生活支援総合事業の中に介護予防・生活支援サービス事業が位置付けられています。サービスの利用者数及び事業費実績は以下のとおりです。

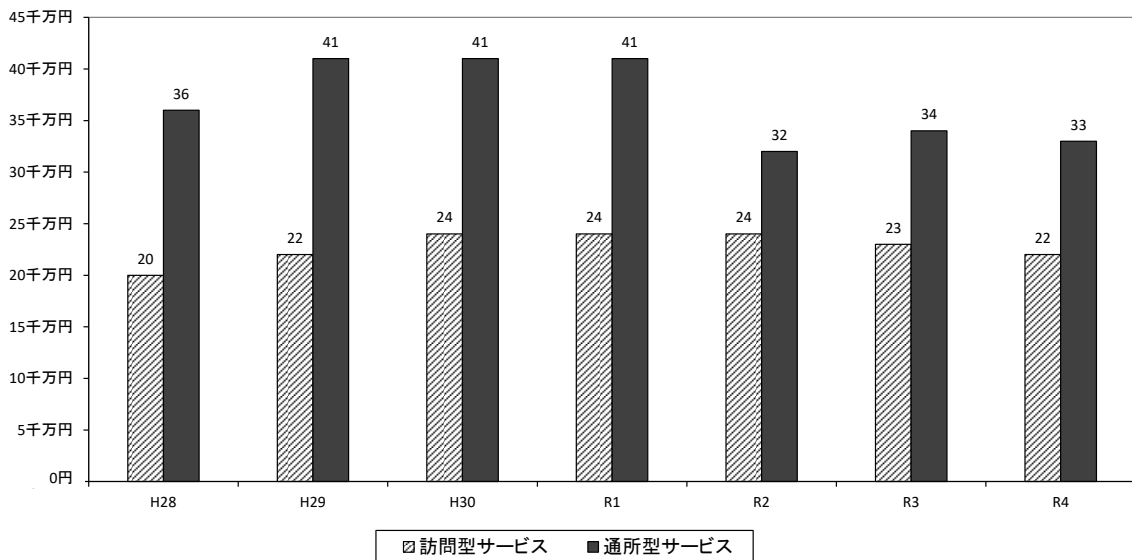
令和2(2020)年度以降サービス利用自粛の傾向がみられ利用者は減少していましたが、令和4(2022)年度には増加に転じています。

▼ 介護予防・生活支援サービス事業利用者の推移



※各年度2月実績(3月審査分) 通所型住民主体サービスは除く

▼ 介護予防・生活支援サービス事業費の推移



○訪問型サービス:訪問介護相当サービス、生活援助サービス

○通所型サービス:通所介護相当サービス、ミニデイサービス、通所型短期集中サービス、通所型住民主体サービス

※通所型住民主体サービスは、新宿区では平成29年度(平成30年2月)から開始した補助事業です。

団体数:平成29年度3団体、30年度4団体、令和元年度5団体、2年度5団体、3年度5団体、4年度4団体

※条件により、訪問型サービスと通所型サービスを併用して使用することができます。

第3節 介護保険サービスの整備計画と量の見込み

1. 介護保険サービスの充実

地域密着型サービスは、各区市町村が独自に整備することができる介護保険サービスであるため、地域包括ケアの推進の中心として整備を進めていきます。

現在、払方町で、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)の整備を進めており、令和7(2025)年度に開設する予定です。

なお、整備時期は確定していませんが、今後、旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等を活用した特別養護老人ホームに併設するショートステイの整備を予定しています。

また、在宅生活が困難になった高齢者を支えるため、特別養護老人ホームの整備を進めています。整備時期は確定していませんが、今後、旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等を活用した整備を予定しています。

▼ 整備計画

(8期末現況: 令和5年度末、9期目標: 令和8年度末)

施設種別		8期末現況	9期目標	累計
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	事業所(所)	12	+3	15
	定員(人)	198	+72	270
小規模多機能型居宅介護	事業所(所)	7	+1	8
	定員(人)	193	+29	222
看護小規模多機能型居宅介護	事業所(所)	2	0	2
	定員(人)	48	0	48
ショートステイ	事業所(所)	12	0	12
	定員(人)	119	0	119
特別養護老人ホーム(地域密着型含む)	事業所(所)	10	0	10
	定員(人)	762	0	762

2. 地域支援事業費の見込み

第9期介護保険事業計画における地域支援事業費の内訳は以下のとおりです。

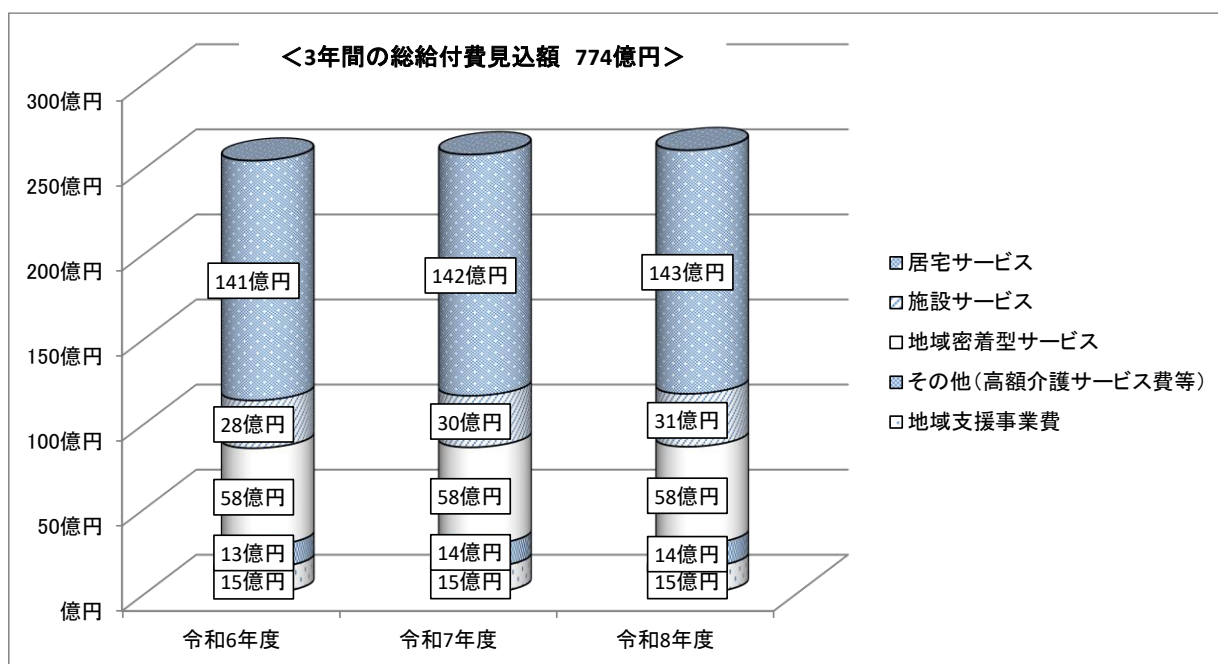
内 訳	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業	899,445千円	926,179千円	946,474千円
包括的支援事業	578,839千円	577,473千円	577,054千円
任意事業	0千円	0千円	0千円
合 計	1,478,284千円	1,503,652千円	1,523,528千円

※上記のうち、包括的支援事業と任意事業の実施にあたっては、別途一般会計から繰出金を受けています。

3. 総給付費の見込み

高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加による地域密着型サービスの利用量の増加や、地域密着型サービスの整備計画及び過去の給付実績を踏まえて、第9期の3年間の総給付費を概算で見込んだところ、第8期計画値の約773億円から約0.1%増加し、第9期は約774億円となりました。

▼ 第9期の総給付費の見込み



	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス	141億円	142億円	143億円
施設サービス	28億円	30億円	31億円
地域密着型サービス	58億円	58億円	58億円
その他(高額介護サービス費等)	13億円	14億円	14億円
地域支援事業費	15億円	15億円	15億円
総給付費	255億円	258億円	261億円

注)金額は四捨五入により、億円単位にまとめているため、合計額が一致しない場合がある。

注)上記区分中「その他」は高額介護(医療合算)サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料

※総給付費への主な影響要因

〈増加要因〉

- 75歳以上人口の増加(R5.10月実績:37,520人からR8.10月推計:38,984人)
- 要介護認定者数の増加(R5.10月実績:14,896人からR8.10月推計:15,248人)
- 介護保険サービス施設の充実(認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護)
- 介護報酬の改定(プラス1.59%)

〈減少要因〉

- 地域支援事業費の精査(R5.12月までの実績値を踏まえた精査)

第4節 自立支援、重度化防止及び介護給付適正化に向けた取組及び目標

1. 自立支援、介護予防又は重度化防止に向けた取組と目標

自立支援、介護予防又は重度化防止に向けた取組と目標として、新宿区では以下3事業を取り上げています。

- (1) 区オリジナル筋力トレーニング「しんじゅく100トレ」による地域健康づくり・介護予防活動支援事業（P18参照）
- (2) 高齢期の健康づくり・介護予防出前講座
- (3) 通いの場運営支援

2. 介護給付の適正化に向けた取組と目標（介護給付適正化計画）

ここでいう介護給付適正化とは、介護の必要度を適切に認定し、必要で過不足のないサービスを事業者が提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高めるとともに、持続可能な制度運営を図ることで、国の『「介護給付適正化計画」に関する指針』を踏まえ、以下の事業の取組を推進します。

事業名	基本的考え方
要介護認定の適正化	全国一律の基準に基づいた要介護認定を適切に実施する。
ケアプラン点検及び住宅改修・福祉用具点検	運営指導時等におけるケアプラン点検、住宅改修・福祉用具の申請資料点検のほか、国保連合会の帳票等による点検を行うことにより、自立支援に資するとともに適正なサービス提供を促す。
医療情報との突合・縦覧点検	点検により介護報酬請求の誤りを発見し、事業者に適切な対応を指導することにより、給付の適正化を図る。

※「介護給付適正化の計画策定に関する指針」における主要3事業

第5節 第1号被保険者の保険料

1. 第9期の介護保険料基準額

(1) 第1号被保険者の負担率

第1号被保険者の総給付費に対する負担率は、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率によって決定します。第9期の第1号被保険者の負担率は、第8期に引き続き23%です。

(2) 介護保険料基準額

第9期介護保険事業計画期間の総給付費約774億円から、介護給付費準備基金を活用し、最終的な介護保険料基準額を算出すると、月額6,600円となります。

第9期介護保険料基準額	保険料基準額	増減額
総給付費見込額からの概算による算出	7,433円	—
介護給付費準備基金（21.3億円）の取崩後	6,600円	▲833円

【介護保険料基準額（月額換算）の算出方法】

$$\frac{\begin{array}{l} \text{第9期の総給付費} \\ \text{(約774億円)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{第1号被保険者負担率} \\ \text{(23\%)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{介護給付費準備基金} \\ \text{(21.3億円)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{第1号被保険者数} \\ \text{(第9期の3年間の累計人数 約20万5千人)} \end{array}} \div 12\text{か月}$$

注) 大まかな介護保険料基準額(月額)は上記にて算出するが、そのほか75歳以上高齢者数、第1号被保険者の所得分布等の影響を加味して算出する

2. 第9期の保険料段階

第9期計画において、国の示す観点及び介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、負担割合と多段階設定について検討し、前期計画での16段階から18段階の多段階化の措置を行うこととします。

また、区では、従前から低所得者層への負担軽減を強化しており、第1段階から第4段階までの負担割合については、国の標準段階における負担割合よりも低く設定しています。

さらに、低所得者の第1号保険料軽減強化においても引き続き、第1段階から第3段階の軽減強化を行います。(軽減強化後の割合は第1段階で0.25、第2段階で0.35、第3段階で0.65)

第9期介護保険料段階(第8期との比較)

第8期(令和3年度～令和5年度)				第9期(令和6年度～令和8年度)								
段階区分	所得などの状況 ※1		第1号被保険者		所得などの状況 ※1	第1号被保険者		8期との差 (月額換算)				
	生活保護受給者など	構成比	負担割合※2	月額保険料		構成比	負担割合		月額保険料			
第1段階	① 80万円以下	23.2%	0.25	1,600円	生活保護受給者など	22.5%	0.25	50円				
第2段階				2,240円					120万円以下	7.3%	2,310円	70円
第3段階				4,160円					120万円超え	6.9%	4,290円	130円
第4段階	② 80万円以下	9.5%	0.80	5,120円	80万円以下	9.6%	0.80	160円				
第5段階				6,400円					80万円超え	7.4%	6,600円	200円
第6段階	③ 125万円未満	11.6%	1.10	7,040円	125万円未満	11.4%	1.10	220円				
第7段階				7,680円					125万円以上	15.4%	7,920円	240円
第8段階				8,960円					250万円以上	6.8%	9,240円	280円
第9段階	375万円以上	3.5%	1.55	9,920円	375万円以上	3.8%	1.55	310円				
第10段階				11,840円					500万円以上	1.9%	12,210円	370円
第11段階	625万円以上	1.3%	2.09	13,380円	625万円以上	1.3%	2.10	480円				
第12段階				15,680円					750万円以上	1.7%	16,170円	490円
第13段階	1,000万円以上	1.6%	2.90	18,560円	1,000万円以上	1.7%	2.90	580円				
第14段階				21,120円					1,500万円以上	1.3%	22,440円	1,320円
第15段階	2,500万円以上	0.5%	3.50	22,400円	2,500万円以上	0.6%	3.90	3,340円				
第16段階				23,680円					3,500万円以上	0.9%	29,040円	5,360円
				100.0%		100.0%						

※1：第5段階以下については、本人の課税年金収入金額とその他の合計所得金額（年金に係る雑所得がある場合、合計所得金額から年金に係る雑所得を控除した額）の合計を指す。
 第6段階以上については、本人の合計所得金額（年金、給与、不動産、配当等の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の合計）を指す。

（①世帯全員が住民税非課税 ②本人が住民税非課税で世帯員が住民税課税 ③本人が住民税課税）
 なお、「合計所得金額」と「その他の合計所得金額」については、P180を参照。

※2：小数点以下第3位を四捨五入している。

第6節 低所得者等への対応

主な項目

1. 施設サービス及び短期入所サービスの負担額の軽減

施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費(滞在費)・食費について、住民税非課税世帯等の要件に該当する場合に、所得に応じた自己負担限度額を設け、低所得者の負担軽減を図ります。なお、令和6年8月以降、基準費用額の見直しが予定されています。

2. 高額介護(予防)サービス費

1か月に受けた介護保険サービスの世帯の利用者負担の合計額が所得等に応じた上限額を超えた場合、その超えた額を高額介護(予防)サービス費として支給します。

3. 高額医療合算介護(予防)サービス費

医療保険及び介護保険の世帯の利用者負担の合計額が1年間の限度額を超えた場合、その超えた額を高額医療合算介護(予防)サービス費として支給します。

4. 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担額軽減

生計が困難な方を対象に、登録された社会福祉法人等の提供する介護保険サービスの利用者負担額等の軽減を行います。